

「キール法典」仮訳（下）

稲 元 格

§ 139. 中傷 (verwitinge) について

他の者を、彼が裁判において殴打されたか、あるいは懲らしめられたと侮辱的に中傷し、彼がそのような（＝評判の良い）人物ではありえないと主張する者は誰であれ、彼（＝中傷者）が証人とともに（その中傷について）有罪とされるのであれば、彼はそれを市に60シリンクで償わなければならない。

☆同様の侮辱罪について § 36, § 143を参照。

§ 140. 争い (twivnge) について（市参事会員の間）

市参事会の面前で2人の市参事会員が場所柄もわきまえず (vntogelike) 争うのであれば、それについて責任のある者が、相手方に10シリンクで、そして各市参事会員に4シリンクで償うべきである。しかして、一方が他方を殴打するか、あるいは彼が彼につかみかかるか、あるいは彼が、彼を私生児と、または同様なことで罵る (het) のであれば、彼は、彼に60シリンクで、そして各市参事会員に10シリンクで償うべきである。しかして、彼らの誰もそれを受け取ろうとしないのであれば、人はそれをすべて市のために受領すべきである。従って、彼（＝加害者）は、常にそれについて何ら免除されることはない。

§ 141. 便所について

便所と豚小屋を、人は道路または墓地から5フィートよりも近く設置すべきではない。（同様に）隣人からは3フィートよりも近くあってはならない。

☆ザクセンシュピーゲル・ラント法Ⅱ. 51. § 1参照。

§ 142. 債務について（債務支払いの遅延）

ある者が他の者に債務があり、そして定められた (sime) 期日に支払わず、彼がその期日の後、それ（＝貨幣）を保持し続けるのであれば、その分だけ彼は彼（＝債権者）にその金額を貸与すべきである。あるいは、もし彼がこのために訴えられるので

あれば、彼は彼にその損失を償わなければならない。さもなくば、彼は、彼が彼にいかなる損失も与えていなかったことを誓約しなければならない。

§ 143. 責任 (schult) について

ある者が他の者を、彼（＝後者）が彼を悪く (ouele) 見なしたり、あるいは彼が彼を悪く言ったと訴えても、彼（＝原告）が自ら聞いていなかったのであれば、彼（＝被告）は、彼を訴えた者に対して、それについて応じる必要はない。

☆ § 139 参照。

§ 144. 加工される財貨について（加工品の取戻し優先権）

ある者が、衣服あるいは何であれ、それを加工 (makende) のために他の者に引き渡し、そして、それを、それが加工のために引き渡された者に売却するか、あるいは質入れする (vor set) ののであれば、それを加工のために引き渡した者は、それを、都市法に従って、それについて彼に拒否する (vntsecgen) 者に優先して取り戻すことができる。

☆「手は手を守れ」の原則（ザクセンシュピーゲル・ラント法Ⅱ、60. § 1）が、ここでは否定されている。W. Ebel, Lübisches Recht, 1er Bd., 1971, S. 179. 他に § 185 も参照。

§ 145. 貸与された財貨について

各人は、誰に彼は彼の物 (dinges) または財貨のなにがしかを貸与する (べき) かについて、注意すべきである (se)。なぜなら、それを貸与された者がそれを売却し、あるいは質入れすることがあれば、そして、もしそれが差し押さえられるか、あるいはそれを誰かが取り押さえるのであれば、他の者にそれを貸与した者は、もし彼がそれを取り戻そうとするのであれば、それを償却 (losende) しなければならないからである。そして、それを自らの下に有している者は、それを他の者に貸与していた者に優先して、それを都市法に従って保持することができる。

☆ § 144 (売却と質入れ) の続きと思われ、ここでは貸与のみの場合である。

§ 146. 質について（質権の実行）

ある者が、質をフォークトの面前で（質権の実行について）公示 (vp budet) するのであれば、彼はその後14夜それを保持すべきである。その期間が経過すれば、彼はそれを再度公示し、さらに彼はそれを8日間保持し、そしてさらに2日と1夜 (ouer de dweren nacht)（保持すべき）である。そうすれば、彼は、不動産 (tor-

hachtegen) を有する人々の立会いの下に、その質の持ち主である者に解約を告知(kundegen) し、その後、人(＝質権者)はそれを売却することができる。

§ 147. 質物(wedeschat)について

ある者(iement)が他の者に彼の船を質入れし、その後、その船で何処かへ出帆し、その船を売却してしまうのであれば、それはもはや質物ではない。しかして、その船がトラーヴェ川をのぼって(＝リューブック市に戻って)来るのであれば、それは以前と同様に、即ち、出帆する以前と同様に、質物である。

§ 148. 質について(不動産質権の実行)

ある者が他の者に彼の土地(erue)を質入れし、彼が(債務を)支払うべき時に在宅せず、その土地が質として帰属している前者が、これについて裁判で訴え、そして事案を訴追するのであれば、その限りで、彼はその土地に占有指定される(geweldiget)⁽¹⁾。しかしながら、彼は、その者の妻を1年と1日の間、その家屋から退去させることはできない。ただし、彼女が(債務について)共同して約束していた場合を除く⁽²⁾。しかして、彼が逃走するか、あるいは逃走中であることが知られているのであれば、人はそれを他の質と同様に訴追すべきである。

☆(1) 占有指定についてはザクセンシュピーゲル・ラント法I. 70. § 1参照。

(2) 妻の共同責任の事例は§ 163にも登場する。

§ 149. 身体拘束(hechte)について

ある者が他の者を、彼(＝後者)の生命または身体に関わる事件の科で、鎖につながることがあっても、原告が彼を有罪とすることができないのであれば、人が彼(の鎖)を開け閉めした回数だけ(人は償うべきであり)、その罰金は60シリンクである。

§ 150. 塀(mvren)について(隣人の援助義務)

ある者が塀を設置しようとするのであれば、彼の隣人は彼を援助すべきである。その隣人が自分の土地から地代(wicbelde)を支払っており、彼が財産に恵まれず、彼が彼を援助することができないのであれば、彼から地代(worttins)を受領している者が、彼に9マルク・プフェニヒを貸付し、彼は、それについて、彼が以前支払っていた地代よりも毎年8シリンク⁽¹⁾余計に支払うべきである。しかして、彼または彼の子孫が9マルクを返還するのであれば、彼または彼の子孫は8シリンクの地代を免れる。

☆塀については§ 104も参照。

- (1) 通常の利率である1マルクあたり1シリンクに従えば、9シリンクとなるから、ここでは1シリンク低いことになる。

§151. 重病について（債務者の死亡）

ある人が重病に臥し、そして彼が人々に債務があるのであれば、彼は、誰かある者に利益を前もって与えるような権限（wolt）を持つべきではない。なぜなら、彼が債務を負っている人々（＝債権者）が、彼の死後、彼の財産を差押えるべきであるからである。彼が財産を持っているのであれば、それ（＝差押え）を彼らは全員で持分に応じて行うべきである。さらに、彼が、彼の病気の間に誰かに何かを密かに、あるいは公然と与えていた（genalet）のであれば、人は、再びそれを他の財産に加え、彼が債務を負っていた人々の間で持分に応じて分割すべきである。

§152. 争いについて（家畜の持ち主の不明）

人々の間で1頭の馬、あるいは何かの家畜をめぐる争いが生じ、それ（＝家畜）を彼らの誰もが追い払い（vt driue）、彼らの誰もが、それが自分のものであることを拒否するのであれば、フォークトがそれについて権利（sin recht）を持つことになる。しかし、誰かの下から逃げ出した（vorloren）1頭の家畜が彷徨するのであれば、それを捕えた者は誰であれ、彼はそれを日曜日に教会で告知させるべきである。しかし、その持ち主が来ないのであれば、人はそれを売却し、その代金を教会に1年と1日の間預けるべきである。さらに、誰も来ないのであれば、その代金は教会に、その持ち主の魂のために留め置かれるべきである。

☆§71も参照。

§153. 帆柱について（船具の喪失）

人が帆柱または帆を航海中に事故によって失っても、その船にいる人々は、それを償う（gelden）必要はない。しかし、それがやむをえない事由によって切断され、そして投棄されたのであれば、その船と船中の人々は、持分に応じて償うべきである。そして船長（schiphere）もその持分（に）応じて償うべきである。

§154. 市から出奔した者について

我々の市民の1人が、あるいは我々の市民の息子が、やむをえない事由もなしに、市から我々の敵対者の下へ赴き（ueret）、そして我々の市民に損害を与え、彼が相続財産（eruegut）を市内に有しているのであれば、それは市参事会員と市の権力の下に置かれるべきである。そして、彼は我々の市民に二度となるべきではない。ただ

し、彼が、彼が損害を与えた者と市に適切かつ正当に償った場合を除く。

§ 155. 教会について（定期金の処分）

教会にいかなる者も、彼の不動産（erue）上の定期金（wicbelde）を譲渡あるいは売却すべきではない。さらに、いかなる者も定期金または不動産を教会に譲渡すべきではないが、その不動産を、人は、貨幣で彼の望む教会に譲渡かつ支出（nalent）すべきである。しかして、彼の不動産をこのような方法で処分しようとする者が、相続人を有しているのであれば、その相続人は異議を唱えることができる。なぜならば、人は、それを相続人の同意なく彼らから奪う（keren）ことができないからである。ただし、この書物の他の個所に記されているように、やむをえない事由がある場合を除く⁽⁴⁾。

☆(1)「やむをえない事由」については § 7 参照。

§ 156. 質について（盗品としての訴え）

悪評のない者が、彼の債権（schult）あるいは彼の商品のために質物を受領し、そこへ（vnde）別の者が来て、それが自分から盗まれ、あるいは強奪された（物である）と訴えても、彼は、単独の誓約によって、その訴えを免れることができる。

§ 157. 祖父について（相続順位）

祖父と祖母は、（被相続人の）父母の兄弟（om vnde veddere）、父母の姉妹（vadhe vnde moddere）、または彼らの子供たちに優先して、遺産（erue）を受領する。

§ 158. 質について（食べ物）

ワイン、ビール、パンあるいは肉について質が設定され、人がそれを裁判で公示するのであれば、人はそれをその後2日と1夜保持すべきである。

☆ § 119も参照。

§ 159. 証明された貨幣について（争いのない債務の返済）

貸与された貨幣あるいは証明された（＝争いのない）金額（penninge）について、裁判所に訴えがなされるのであれば、それを人は、その後1日または2日以内に支払うべきである。

§ 160. 代言人（vor sprachen）について

いかなる代言人も、人が1つの事案について和解すべき場合には、その場に立ち会うべきではない。

§ 161. 死亡した者の財産について

ある者が相続人なく死亡するのであれば、彼の財産を人は市参事会に保管のために引き渡すべきである。しかして1年と1日以内に、その財産を適法に請求する者が来ないのであれば、市参事会員はその財産を1年と1日の間だけではなく、正しい相続人がやって来るまで保管し、彼らに人はそれを引き渡すべきである。

☆§20(相続財産について)とは対照的に、相続請求権には1年と1日の原則が適用されないことになるが、この条文は後の法典では消滅し、前者の§20が存続している。

§162. 遺言について(獲得財産の遺贈)

自らの遺言を作成する者は誰であれ、彼はそれを2人の市参事会員の面前で行うべきである。なぜなら、彼がそれを彼らの面前で、彼の獲得財産について行う(voget)場合に、それは有効であるからである。その後、その遺言について争いが生じても、その場に立ち会った市参事会員らが、あるいは、その後生じた他の者(=2人の市参事会員の1人)の死亡によって(na)、彼ら(=市参事会員)の1人が、誓約によって確認することは何であれ、それは有効とされるべきである。さらに、彼らが、彼が彼の遺言を作成した時、彼に分別があり、彼は1マルク・ポンドを持ち上げることができたと誓約によって確認するのであれば、それはすべて有効である。人が、そ(=遺言作成)の場で市参事会員を見出し(hebben)えないのであれば、2人の在住の者が銀10マルク以下の遺言を証明することができる。

☆遺言をめぐる争いについて§202参照。

§163. 夫婦が財産を共同で有する場合(身請けについて)

夫と妻が財産を共同で有する場合に、その夫に災難が襲い、人が彼を債務の科で隷属させるか、あるいは彼が公の戦闘、異教の地(heyden)または何処かで捕虜となることがあれば、彼は彼らが共同で有している財産によって解放されるべきである。それが妻の嫁資または、彼らが有するどのような財産であっても、人はそれによって彼を解放すべきである。しかして、また夫が債務のために逃走し、彼ら、即ち、彼と彼の妻、に子供がいる場合に、その債務が立証されているのであれば、人は、彼らが持っているすべての財産から(その債務を)支払うべきである。それが相続財産または、商品であってもである。しかし彼らに子供がいない場合に、その夫が逃走したのであれば、彼女(=妻)は彼女の嫁資を先取りすべきであり、人は(債務を)その他の財産から支払うことになる。ただし、彼女がそれを共同して約束していた場合を除

く。その際には、彼女も共同で支払わねばならない。

☆自己解放について §219参照。

§164. 偽証について

1人の者が偽証、強奪、あるいは窃盗を行い、そしてそれを償うか、あるいは賠償したことが知られているのであれば、その者は、他の善良な、悪評のない人と同様の権利 (recht) を持つべきではない。

§165. 平手打ち (orslagen) について (軽い傷害)

平手打ち、髪の搔きむしり (har tent) そして突き (schuuent) を、人は12シリンクで償うことになる。しかして、青あざ (bla) と出血 (blot) が生じたり、あるいは衣服が破れたりすれば、それを人は60シリンクで償うことになる。そして、その場にいた者が複数であれば、青あざと出血 (個所) の数だけ、彼はそれを (複数人分について) 訴えることができる。しかして、その事件が飲食店の中で生じたとしても、人は、それについて他の場所で下される (beschvde) のと同様 (の罰金で) 償うことになる。

§166. 場所柄もわきまえぬ (vnvochliker) 争いについて

人々が場所柄もわきまえず互いに争い、そして彼らが不和に陥った後、彼らの1人が他の者を待ち伏せし、彼を虐待することが生じ、このようにして違法行為 (broke) を繰り返した (vornyet) 者が、2人の定住の人々によって有罪とされるのであれば、彼は (その) 故意 (vorsate) を償うべきである。それは銀10マルクと1フーダー・ワインである。それについて、人が銀6マルク以上を受け取る場合には⁽¹⁾、それは市に帰属する。しかして、そ (=違法行為) の際、不埒な方法で (vreuelike) それが行われるのであれば、人は銀貨とワインの両方をすべて受け取ることができる。

☆(1) 「6マルク」はワインの換算額なのか、あるいは6マルクまで銀10マルクの罰金刑が引き下げられうということなのか、不明である。

§167. 相続分割について

ある者が彼の両親から財産を受領し、彼が、それによって (他に) 財産を得ようとしたことが知られるのであれば、彼の獲得した物が何であれ、それを彼は、未だ財産分割を受けて (afgesvnderet) いない彼の兄弟姉妹と分割すべきである。しかし、人が自らの手 (bloter hant) で獲得した物は彼の物である。

§168. 会社 (kvmpanye) について

ある者が他の者の会社に資本参加し (wederleget), (その後) 彼ら (=会社) が解散する (schichten) 場合に, そこに (なお) 資本と利潤があれば, 彼は, 彼がかつて投資した物を第1に受領すべきである。その他の物を彼らは等分すべきである。しかして, 投資した資本が少なくなっているのであれば, 彼らは, 彼らが共同で出資したのと同様に, 同じ割合でその財産を分割すべきである。

§ 169. 訴えについて (役人による起訴強制の禁止)

いかなる者にも, フォークトあるいは市参事会は起訴を強制することはできない。ただし, 叫び声が聞こえた場合, あるいは裁判 (官) または裁判役人がその場に到来した場合を除く。

☆ § 113 (叫喚告知) も参照。

○コルレンによれば, 以上の条文は, 1280年頃一人の人物によって書かれたとされる。これが「筆跡 (Handschrift) 1」である。

§ 170. 1人の婦人または少女を婚姻について訴える者 (婚姻について市参事会の裁判権)

ある者が, 1人の少女または婦人を, 彼が彼女と同衾し, そして彼女は彼の妻であり, そして婚約していたと訴え, (その後) それが真実ではなく, 彼は不当なこと (unrechte) を述べたとして, 彼が有罪とされるのであれば, あるいは彼が, 彼がそれについて不当なことを訴えたと告白する (bekent) のであれば, 彼はそれを銀40マルクで償うべきである。その内, 少女または婦人は2/3を, そして1/3を市と裁判所が取得すべきである。彼が何も持っていないのであれば, 彼は, そのために半年の間, 塔の中で水とパンを摂るべきである。半年後, 人は彼を晒し刑 (kak) に処し, そして彼を市から追放すべきである。もし1人の少女または婦人が, 1人の若者または男をこれ (=婚姻) について訴える場合も, 同様にすべきである。しかして, ふしだらな少女, 婦人, 若者または男たちも多くいるが, 若干の人々には, より高い品値 (maght) が与えられ (gheleghen)。そしてある人には他の人とは異なって威厳が (与えられているから), その違いの審査は市参事会に帰属す (licghen) べきである。⁽¹⁾ 即ち, 誰に対して人が前述の違法行為を働いたのか, そして (人は) 誰にその違法行為について高額あるいは低額で償うべきか, である。

☆(1) 身分的な相違の容認しているように見える。

§171. 婦人についての法 (recht) (子供のいない寡婦の嫁資請求権)

ある者が1人の少女または婦人を妻に娶り、そして20年あるいはそれ以上婚姻を継続し、その夫が相続人なく死亡し、彼の血縁者が、彼女の嫁資がゲヴェーレ (were) に到来したことについて、彼女（の言葉）を信頼しようとしなくても、彼女は、彼女の嫁資を誓約によって取得することができる。もし彼女が信頼に値する婦人であれば、である。

☆次の条文も参照。

§172. 妻の嫁資請求について

ある者が1人の少女または婦人を妻に娶るのであれば、彼女に嫁資として約束されていた金額を、彼は最初の2年以内に請求すべきである。彼がその2年間を懈怠し、その後死亡し、そして、その妻が彼女の嫁資をそのゲヴェーレから取り戻すことを求め、彼の血縁者たちが、それが都市の規定（＝2年間）を徒費 (ghestan) していたという理由から、その嫁資がゲヴェーレに到来したことについて、彼女（の言葉）を信頼しようとしなくても、彼女が、その金額が彼女に約束されていたことを証明しうるのであれば、人は彼女の嫁資をゲヴェーレから支払うべきである。ただし、人が、彼はその財産について請求 (ghemanet) はしたが、好意からそのままにしていたことを証明しうる場合を除く。

☆夫の2年以内の請求について § 1 参照。

§173. 自分の遺言を作成する者（について）の法

ある者が遺言を作成し、そして彼の妻あるいは彼の子供に一定の財産を指定し、（夫の死後）その妻が子供とともに、善かれ悪しかれ (to diende vnde to vorderuende) 留まり (besit), 子供の1人がゲヴェーレから財産分割され (ghesundert), そしてその婦人が死亡するのであれば、その財産は、ゲヴェーレに留まる子供たちに遺され、既に財産分割された子供には与えられない。しかし、その婦人が彼女の持分を取得し、その後、彼女が死亡するのであれば、その財産は、ゲヴェーレに留まる子供たちに、そして財産分割された子供たちにも、頭数に応じて等分され相続されるべきである。

§174. 遺産の相続について

嫡出の (uol) の姉妹の子供は、父母の兄弟姉妹に優先して、遺産を受領する。

§175. リューベック市民についての法（市民の防衛義務）

いかなるリューベックの市民も、法 (rechte) によって出征することはない。しかし、その防衛に彼は立つべきであり、そして自分の (sine) 都市を守るべきである。

☆1188年特許状の § 14 「しかして、上述の都市の市民はいかなる遠征にも赴かず、彼らの都市を防衛すべきである」。

§ 176. 偽りの銀 (貨) について

ある者が偽りの銀貨を持参し、そして貨幣製造人が、それが贗物であることを告げ、さらにそれを持参した者が、彼がそれを彼の公正な取引によって得たと述べるのであれば、彼は、貨幣製造人が (彼を) 有罪としうることに優先して、誓約によって無罪を主張することができる。ただし、極印 (muntmal) が彼の手元で発見されなかった場合に (bescheidenlike) である。しかし、極印が彼の手元で発見されるのであれば、彼には手 (切断刑) の判決が下される。

§ 177. 窃盗について

盗品とともに捕らえられた者は誰であれ、その盗品が1/4 シリンクの額を越えるのであれば、彼を人は絞首刑に処すべきである。その盗品が1/4 シリンク 以下であれば、人はその窃盗犯の髪を切る (sceren) べきである。しかして、彼が彼の財産によって彼の刑罰から身請される (vth kopet) のであれば、その1/3 は裁判所に、1/3 は市に、残りの1/3 は原告に帰属する。

§ 178. 女の窃盗犯について

窃盗の科で絞首刑を宣告された婦人を、彼女の女性としての名誉のために、人は生き埋めにすべきである。

§ 179. 不正な升 (schepelen) について

不正な升を持つ者が、それと一緒に捕らえられるのであれば、彼は市に60シリンクで償い、その升を地面に叩きつけて破壊し (vt slan)、その升を市場に吊るすべきである。不正な竿秤や物差し (elne) についても同様である。(しかし) いかなる升、計測用の縄 (reep)、物差しも、彼 (=持ち主) が計測の際に捕らえられない限り、訴えられることはない。2つの升を持っている者が、大きい方 (=升) で量って入れ (in mit)、小さい方で量って出す (vth met) のであれば、彼を人は窃盗犯として裁判すべきである。

☆ § 45~47も参照。

§ 180. 裁判で立てるべき証人について

財産を取得するために、あるいは代金の支払われた (vor gholden) 財貨のために、誓約によって自分の証人を裁判に立てる者は誰であれ、そ（＝彼）の証人が、悪評のある人物であるとして拒否されるのであれば、彼は、彼が前もって指名していた他の証人たちを裁判で立てねばならない。即ち(vnde), 彼は、市内に不動産(torhacheigen)を有する善良な人々を（証人として）誓約に来させ、そして、彼らは誓約するのである。さらに、彼らが一致して (gelike) 証言しないのであれば、彼らは偽っているとされ、彼らも拒否されることになり、彼は債務について有罪とされる。彼は60シリングで償い、そして各証人も同額で償うべきである。

§ 181. 自分の財貨を強奪された者

自分の財貨を強奪された者は誰であれ、そして彼がこの暴力を受けた場所に、裁判官が居合わせていない⁽¹⁾ のであれば、彼はそれを善良な人々に通知すべきである。もし彼が（通告を）彼の生命に関わるやむをえない事由からあえて行い、そして彼が（財貨を）奪われたまま、彼の居住する都市に戻って来て、そして裁判官の面前で彼の事件について公的な叫喚告知を行うも、被疑者が3日以内に出頭しないのであれば、人は彼（＝後者）を平和喪失刑に処すべきである。そして、その後、人が彼を捕らえ、その平和喪失刑を6人の定住民とともに証明し、そして裁判官が7人目（の証人）となるのであれば、被疑者には死刑が下されるべきである⁽²⁾。

☆(1) 原文は肯定形で書かれているが、否定形の誤りであろう。ハッハ第一法典の § 77では、「裁判人が彼のきわめて近くに居合わせていないのであれば (iudice maxime sibi non contermino)」となっている。

(2) 被疑者の証人の数について § 183も参照。

§ 182. 平和喪失について

人が誰かを平和喪失刑に処すべき場合には、彼を平和喪失にする前に、人はそれを彼に第1に彼の教区で通告すべきである。そして彼が弁明しようとするのであれば、彼はそれを行うことができる。ただし、彼が来るのであればである。彼がそれをできないのであれば、人は彼を第3日目に平和喪失刑に処することになる。

§ 183. 市外での殺害 (dot slaghe) について

市民の誰かが、市の境界 (stades marke) あるいは市領域 (wicbelde) の外で殺害され、そしてその死体が市内に運ばれ、別の市民がそのために訴えられ、そして訴追され、その被疑者が、彼はその死亡について責任のないことを証明しうるのであれ

ば、彼は善良な人々とともに、他の者が彼を有罪とすることに優先して、自らを解放することができる。彼は彼の無実の（証明）ために11人の善良な人々を招くべきであり、彼自身は12人目となる。

☆有罪判決に関する証人の数について § 181参照。

§ 184. 地代についての法

ある者が、他の者から地代と引換えに土地（wort）を、何らの取決めもなしに、受領し、彼がその地代を買い戻すことを望むのであれば、彼は彼（＝地主）に1（de）マルク当たり銀9マルクを支払うべきである。

☆買戻しについて取決めがない場合、地代9倍分で所有地としうる。§ 198と同じ。

§ 185. 他の者に財貨を加工のために引き渡す者

ある者が他の者に加工のために、報酬（lon）を代償に財貨を引渡し、それがいかなる財貨であれ、それを彼の財貨とともに加工すべき者が、その財貨を喪失した場合、彼がそれについて報酬を期待する⁽¹⁾ のであれば、彼はその者（＝委託者）にその財貨を返還すべきである。彼がそれを行うことができないのであれば、彼（＝加工者）はそれについて、善良な人々がそれについて評価するところに従って、彼に支払うべきである。彼ら（＝当事者）がそれについて合意しえず、彼（＝加工者）が、それは、彼が彼に支払う額ほどの価値はないと、あえて誓約するのであれば、彼らはそれで和解（ghesceiden）すべきである。

☆(1) 加工者が、加工が行われたとして報酬を請求すること。§ 144も参照。

§ 186. 自分の遺言を作成する者（後見人）

ある者が遺言を作成し、そして後見人を指定し、彼が死亡するのであれば、後見人らはすべての（tho male）財産を、即ち、不動産、商品、そして定期金（Rinte）を子供の利益のために引き受けるべきである。しかして、市参事会が、子供たちがそれによって扶養されうるだけの多くの商品があると見なすのであれば、後見人らは子供たちをそれによって扶養すべきであり、そして、人は、彼（＝後見人）にさらに定期金を（彼の固有の消費のために）支払うべきである。

§ 187. 市民権について（市外民の市内滞在）

我々の都市に、妻あるいは子供とともに到来する者は誰であれ、彼は3カ月間滞在することができる。彼がそれ以上滞在するのであれば、彼は我々の市民権を取得すべきである。しかして、以下のことは市参事会員が決定（stan）する。即ち、彼らが彼

に市民権を享受させる（ghunnen）かどうかである。

☆ § 240も参照。

§ 188. 市外民について（商品保管の禁止）

1人の市外民が彼の財貨を持って我々の都市に到来するのであれば、彼は彼の財貨を売却することができる。しかし、彼が、その財貨を我々の都市でさらに保管することを決めるのであれば、その保管した財貨を彼は、市民のように、市内で売却すべきでなく、また交換すべきでもない。彼がこれを行うのであれば、彼は市に銀10マルクで償うべきである。

§ 189. 市参事会員が依頼した使者について

市参事会が1人または複数の者に、陸路または海路、遠近を問わず、市参事会からの旅行（reise）を依頼するのであれば、その者は、彼らの内の1人であれ、複数人であれ、旅行を行うべきである。その際、彼らの内の1人または複数人が、病気またはやむをえない障害のために、彼らが旅行を行えないことを市参事会に証明するのであれば、市参事会は彼らにそれを免除するかどうかを決定する。しかし、彼らの内の1人または彼らの複数人がその障害を証明しえないのであれば、彼らは、彼らにやむをえない障害があり、彼らが旅行をなしえないことを誓約すべきである。その誓約の後、市参事会は彼らに旅行を免除するかどうかを決定する。しかし、彼らの内の1人または複数人が旅行を行うならば、市参事会は、市参事会が彼または彼らにながしか（の報酬）を与えるかどうかを決定する（licht）。

§ 190. 約束された奉公（deneste）について

ある人が他の者に、彼が彼に一定期間奉公することを、約束（medet）するのであれば、その期間、彼は彼に完全に最後まで奉公すべきである。ただし、その奉公人が、その期間内に修道院生活あるいは婚姻生活に入る（kere）か、あるいは海路を経て巡礼に赴くことを望む場合を除く。しかし、その奉公人がこのような事由以外のこと、彼が奉公を約束した者から離れる（schedhet）のであれば、彼は彼に、その定められた期間について、彼に約束された全（al）報酬の半分を（損失補償として）返還すべきである。

§ 191. 誰かに奉公を約束する者

時給または日給、またはそれ以上の期間の報酬、により（＝奉公を）約束する（gemedet）者についても、同様である。もし彼が完全に奉公しないのであれば、彼は

その都度、彼にその期間について約束されていた額の半分を、彼が彼の奉公を約束していた者に返還すべきである。

§ 192. 定期金 (wicbelde gheide) について (定期金の買戻し)

ある者が、定期金 (wicbelde ghot) を買い戻すべく、(それを) 買い取るのであれば、その定期金を彼は贈与し、質入れし、売却することができ、そしてすべての場合 (saken) において、商品と同様にそれを扱うことができる。ただし、教会に対する場合と、その他の場合を除く。

☆ § 254 とほぼ同じ。§ 246 も参照。

§ 193. 死亡後の不動産について (定期金の設定)

ある者に1軒の家屋あるいは1つの土地が、相続によって、(即ち) 彼の血縁者の死亡によって帰属し、そして(彼が) その家屋あるいはその土地に定期金を設定するのであれば (deit), その定期金を彼は売却することはできない。ただし、彼がその代金を他の定期金に投資するか、あるいは彼の相続人がそれに同意を与える場合を除く。これは、市参事会によって制定された (gewilkoret)。

☆ 「市参事会の制定」がここで初めて登場する。§ 255 とほぼ同じ。

§ [194.] 修道院への入会 (vart) について

人々が市外の修道院へ入会することを望んでも、彼らは6人以上の婦人と、6人以上の自立した (sulpheren) 男たちを伴ってはならない。さもなくば銀10マルクの罰金に処せられる。

☆ § 248 とほぼ同じ。

§ 195. 子供たちとの財産分割について (寡夫の再婚と再々婚)

ある者が妻を娶り、そして彼らが子供をもうけ、その妻が死亡するのであれば、その夫は子供たちと財産を分割する。しかして、その夫が別の妻を娶り、彼らも子供をもうけ、その妻が死亡するのであれば、その夫は彼の子供たちと財産を分割する。彼が3度妻を娶り、彼女が子供をもうけることなく死亡し、その夫もその後死亡するのであれば、残った財産が何であれ、それを人は最初の子供たちと第2番目の子供たちとの間で頭数に応じて等分すべきである。

☆ 寡夫と子供の間での財産分割の原則は § 12。他に § 114 参照。

§ 196. 偽の製品について (手工業製品)

手工業者の誰であれ、彼が偽の製品を作るのであれば、彼は10シリンクで償い、そ

の偽の製品を人は焼却すべきである。さらにある者が偽の財貨を市領域外で購入し、彼があえて、彼がそれを購入した時、それが偽物であるとは知らなかったことを、誓約によって証明するのであれば、彼はそれについていかなる災難も被ることはないが、しかし人はその偽の財貨を焼却すべきである。しかし、彼が、それについてあえて誓約をしないのであれば、彼はフォークトに60シリンクで償うべきである。

§ 197. 定期金について

一般的な利益のために、大火災⁽¹⁾の後ただちに以下の法 (recht) が制定された。即ち、今後、設定される (to queme) すべての定期金を、人は、それが売買されたのと同じ額で、買い戻すことが許されることである。

☆(1) 1276年の大火災と考えられている。同火災について、Lübeckische Geschichte, Lübeck 1988, S. 60. 参照。

§ 198. 地代について

しかして、ある者がある人の土地に地代を代償として定住し (set sic)、彼らの間にいかなる約束もないのであれば、その者は1マルクを銀9マルク以下で買い戻すことはできない。シリンクやプフェニヒも、それに相応しくである。

☆ § 184と同じ。

§ 199. 古い地代について

大火災以前の地代で住んでいる者が誰であれ、彼が、それ (=地代) は買い戻されえないという法 (recht) を有していても、それは今後買い戻される (licgen) べきである。しかして、それについて彼らは、もし可能であれば、互いに取り決めるべきであるが、彼らがそれについて合意できないのであれば、人はそれを市参事会の面前に持ち出すべきである。しかして市参事会が彼らの間でどのように調停しようとも、それは何の異議もなく、有効であるべきである。

§ 200. 婚姻についての法

ある男が妻を娶り、その後間もなくその夫が死亡し、彼らの間に子供がなく、そして、その夫に、彼が婚姻する以前からの金銭債務があったとしても、それはその妻の損失となるべきではなく、人は彼女に、彼女が夫に持参したすべての物を返還すべきである。その後、人は彼の財産から (債務額を) 支払うべきである。その他の残った財産については、都市法の命ずるように、処分される (gan) べきである。

§ 201. 婚姻について (動産化された不動産)

ある者が不動産とともに妻を娶り、それを彼女の血縁者が彼女とともに、商品のごとく与えるのであれば、その者は、それ以後、その不動産を彼の望む人に、彼の他の商品と同様に、売却し、質入れする権限を持つべきである。

§ 202. 遺言について（血縁者の異議と受贈者の請求権）

ある者が重病にあり、そして彼の遺言を作成しようとして、彼の血縁者に与える贈与物を指定する。それが、神のため、（即ち）彼の魂のために贈与する物であろうと、あるいは彼がそれを贈与する相手方が誰であろうとも、である。（しかし）彼の妻の血縁者、または彼の血縁者がその場に居合わせ、それに異議を唱え、そして（彼らが）彼はそれについて不当なことをしようとしている（du）と主張し、彼も、他の日に、彼らの気に入るように、彼がすべての財貨について行うつもりであるから、彼らにすべての財貨（ding）をそのままにさせておく、と主張する。そうこうしている内に、この者が死亡し、贈与物が指定されていた彼らの1人（＝受贈者）が彼の贈与について裁判所に訴えるのであれば、人は彼に、彼に指定されていた贈与物を与えるべきである。さらに、彼が指定し、文書に記載していた贈与はすべて有効とされるべきである。ただし、それが裁判に訴えられ、そして、市参事会員が、彼らがその場に立ち会ったことと、何ら特別な（anders）取り決めもなされなかったこと、を主張する場合を除く。

☆市参事会員の立会いについて § 162 参照。

§ 203. ワインについて（市参事会の販売許可）

以下のことが知られるべきである。即ち、いかなる者も、彼の地下酒場（keller）でワインを量り売り（ten）してはならないことである。ただし、彼が、市参事会の許可を得て、それを行う場合を除く。彼は、それをさらにいかなる者にも貨幣を代償に（umme）升で販売することはできない。ただし、彼がそれを市参事会の面前に運んで来る場合を除く。（その際）市参事会は、それをその価値に従って評価すべきである。しかして、そのワインの持ち主は、市にその地下酒場の賃料を、異議を申し立てることなく支払うべきであり、そして樽（vate）についても、その樽が量り売りするために市の地下酒場に置かれて（leghen）いた場合と同様に（支払うべき）である。

§ 204. 他人を傷つけた者

ある者が鋭い刃物によって負傷させられ、彼が彼（＝容疑者）をそれについて訴え、彼がそれを、我々の都市内に不動産（torfagtis eghen）を有する2人の善良な者

とともに証明することができ、（そして）彼らが、彼が叫んだ際に、彼の叫び声に応じて来た者であり、彼らが彼（＝容疑者）は加害者であると主張するのであれば、彼（＝被害者）は、彼の証人とともに、後者が雪冤宣誓することに優先して、彼を有罪とすることができる。

☆ § 110と § 213参照。

§ 205. パン職人 (bekkeren) について

人がパン職人のパンを受け取り、それが小さいか、あるいは食べられない (vng-heue) 物であり、そこに親方のパンもあって、それが他（の親方）のパンよりも小さいのであれば、親方らは、彼らは前もって誓約していたのであるから、第1番目に (vore) 違反したことになり、2倍額の罰金で償うべきである。パン職人は1つ（＝通常）の罰金で償うことになる。さらに彼らは彼らのアムト（＝手工業者組合）から1年間離れるべきである。ただし、彼らが市参事会員の慈悲 (ghenaden) を受けることができる場合を除く。

§ 206. 後見人について

我々リュールベックの市参事会員は、我々の面前に持ち出される多くの事案において以下のことを認めることがある。即ち、若干の後見人がそれ（＝能力）を有していないこと、彼らは有能な後見人ではあるが、時折彼らが熱心ではなく、活動もしていない、それに相応しい忠実さに欠けること、そして彼らが時折、その際、自身の利益を、即ち (vnde)、法によらずして後見人の利益を図ることである。さらに我々は、若者らが、後見人がいつでも彼らに彼らの財産を引き渡す（べき）18才になってはいるが⁽¹⁾、彼らが思慮と知恵を未だ身に付けておらず、彼らが彼らの財産を有益に管理しえず、そのために多くの成人となった若者が財産を失ってしまっている (gan) ことを何度も認めることもある。彼に1人の保佐人 (bisorgere) がついていれば、彼は彼の財産をおそらく、不当にそして愚かにも費消することはなかったであろう。それゆえ、我々は、我々が正当にそうすべきであるように、これらの事案において皇帝法 (keiseres recht) を受け入れる⁽²⁾。我々の市民が無能な後見人を持つのであれば、そのことを人は市参事会の面前に持ち出し、市参事会はそれを調査すべきである。有能な後見人を市参事会は認定し、無能な後見人を市参事会は解任し、他の者を任命すべきである。後見人も持たない者が誰であれ、彼が1人（＝後見人）を必要とするのであれば、市参事会は彼に後見人を任命すべきである。

☆(1) 成人について §115参照。

(2) 皇帝法＝ローマ法が挙げられるのは、この条文と次の §207のみである。W. Ebel, *Lübisches Recht* 1er Bd., S. 182-183.

§207. 自墮落な若者について (保佐人)

さらに我々は以下のような皇帝法を有する。即ち、今後いかなる若者も、たとえ成人であれ、そして18才になっていたのであれば、彼は、彼の家系 (schlechte) または他から、市参事会が彼の保佐人に命じた誠実な人々を、彼が25才になるまで、市参事会から迎えるべきである。25才までは、彼は保佐人なしでは何も行えない。18才以下であれば、後見人なしに彼は何もしえず、さらに25才が経過するまで、保佐人なしに何もしえないのである。彼が彼の財産から何かを売却し、彼が何かを購入し、処分し、あるいは彼が何かを約束しても、それは無効である。ただし、後見人がその期間中に、あるいは保佐人がその期間中に同意を与えている場合を除く。25才以上になれば、若者は、もし神が彼に知恵を与えていたのであれば、以下のことを自ら決定すべきである。即ち、自分がそれ (＝法行為) を行うことができ、そしてそれに向いている (doch) ことである。彼がそれをなしえず、そしてそれに向いていないのであれば、あるいは彼が錯乱している (furiosus) か、あるいは浪費的 (prodigus) であれば、彼は、市参事会が彼について異なって判断するまで、保佐人の下にとどまるべきである。さらに、精神障害 (mente capti) のある、耳の聞こえない、口のきけない (surdimuti)、または永続的な病気を間断無く患っているすべての人々に、人は保佐人を付けるべきであり、後者なしに彼らは何もしえず、これは、彼らが何才になると、有効である。いかなる保佐人も、人は彼の遺言において指名することはできない。たとえ (aber) 彼が彼らを指名していても、彼らは (保佐人として) 活動する (bliuen) ことはできない。ただし、市参事会が、市参事会の審査によって、彼らを認定する場合を除く。その際、彼らはそれに相応しい者とされる。

§208. 審理 (deghedinghen) に召喚された市参事会員について

ある市参事会員が、誰かある者と彼の事案について裁判所あるいは何処であれ、彼の審理の場に立会い、その後、その事案が市参事会に正しく上がって来て、市参事会がその事案を審議するのであれば、裁判あるいは何処であれ、彼の審理の場に立ち会った市参事会員は、姻戚そして血縁者と同様に、退場すべきである。ただし、市参事会が彼らをそこに派遣していた場合を除く。

☆この法原則の新規性について、G. Landwehr, “Urteilfragen” nach spätmittelalterlichen, insbesondere sächsischen Rechtsquellen, in Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germ. Abt. 96. Bd. (1979), 特に S. 30, Anm. 128. 参照。

§ 209. 裁判あるいはフォークトの面前で犯罪を犯す者

市参事会員とフォークトが裁判を開催し (sittet), ある者が彼らの面前で違法行為を行う (brekt) のであれば, その際, 彼はその違法行為を1倍額で (envolt) 償うべきである。もし彼が裁判外でも (違法行為を) 行っていたのであれば, 彼はそれを2倍額で償うべきである。なぜなら, 彼はそれを裁判の場でも行ったからである。

§ 210. 他の者を裁判に召喚する者

ある者が, 他の者に, 彼が裁判に出頭するように裁判において求めるか, あるいは (後者に) 出頭保証人 (borghehant) を立てさせるのであれば, 彼は次の裁判において彼の訴えを提起すべきである。彼がそれをしないのであれば, 彼はそれについてフォークトに4シリンクで償うべきである。その後, 彼は第2回目の裁判で彼の訴えを提起すべきであり, 彼がそれをしないのであれば, 彼は彼の事案を失う (=敗訴する) ことになる。ただし, それが市参事会の助言あるいは同意によって延期された場合を除く。その場合, それは, さらに裁判の場で応答すべき者とともに行われる (wesen) べきである。

§ 211. 自らの訴えを裁判において確定させる (set) 者

ある者が彼の訴えを裁判において確定させるならば, 即ち, そこで彼が (訴えの内容について) 肯定し, そしてそれについて判決と法が下されるのであれば, その者は, その後, 彼の訴えが幾分増額される (hoghe) ように, それを変更することはできない。しかし, 彼はそれを減額する (siden) ことはできる。

§ 212. 故意 (vorsate) についての都市法

以下のことが知られるべきである。即ち, いかなる俗人も, 都市法によれば, 聖職者に対して故意 (による違法行為) を行うことはできず, 聖職者も俗人に対してそれを行ってはならないことである。これは市参事会によって制定された (ghewilkoret)。

☆ vorsate について §72を参照。

§ 213. 他人を傷つけた者

ある市民が他の者を鋭い刃物によって傷つけ, 彼がそのために逃走し, 平和喪失と

なるのであれば、我々の裁判所にある彼のすべての財産、不動産、商品、の内2/3を彼の最近親相続人が、残りの1/3を人は3等分するべきである。そこから市が1/3を、裁判所が1/3を、原告が1/3を取得する。

☆鋭利な刃物について § 110と § 204参照。

§ 214. 裁判での訴えについて (争点の確定)

ある者が他の者を裁判において証人なしに訴えるのであれば、彼はそこで訴えるすべての争点 (stucke) を挙げ、そこで訴えられた者は彼に回答し (antworten)、誓約によって自らを解放すべきである。原告が彼の争点をその時点 (male) までにすべて熟考しえない (be denken) のであれば、彼は猶予期間を懇願し、それを彼は次の裁判 (日) まで有すべきである。その後、この原告が他の新しい争点について同じ適法な訴えを行うのであれば、彼は以下のことを誓約すべきである。即ち、彼は、この事件のこの新しい争点を、彼が前者 (=被告) を訴えた時には、分かっていなかったことである。

[§ 215.] 市参事会が市参事会庁舎で判決 (untweret) する事案について

市参事会員が1つの事案について市参事会庁舎で判決し、即ち、その判決 (内容) が、人は (市参事会の) 裁判でそれについて証人を立てるか、あるいは宣誓すべきであるというものであれば、それは同じ裁判 (日) になされるべきである。しかし、回答すべき者 (=被告) が、その際に彼の代言人を有していないのであれば、彼は次の裁判 (日) に彼の代言人と、あるいは他の者とともに回答すべきである。彼がそれをしないのであれば、彼は彼の法を失っ (=敗訴し) たことになる。

☆ § 242と途中まではほぼ同じである。

§ 216. 8 シリンクについて (少額の債務による拘束の禁止)

ある者が他の者を8シリンクあるいはそれ以下の額について訴え、彼 (=被告) が保証人を有していないのであれば、彼は彼を鎖につなぐことができる。しかし、彼が裁判に出頭し、彼がその債務を承認すれば、彼が支払いにあてるべきものを何も持っていないとも、彼を人は再度鎖につなぐことも、あるいは自己のものとして隷属させることもできない。しかし、人は最良の衣服を彼から奪うことができる。さらに彼 (=原告) が何か彼 (=被告) の財産を捜し出すのであれば、そこに彼は彼の債権分を、彼に (債権分が) 支払われるまで、求めるべきである。

[§ 217.] 拘束された者

リューベック市民の誰かが、市領域の中あるいは外で拘束され、それについて市が使者を派遣するのであれば、その第1回目の費用は市が負担すべきである。しかし、人が再度そのための使者を懇願するのであれば、その費用の半分を市は負担し、その使者を懇願した者が残りの半分を負担すべきである。しかし、彼（＝被解放者）に彼の財貨の半分あるいはそれ以上が返還されるのであれば、彼は市にすべての費用を支払うべきである。

§ 218. 市外民について（証人資格の否定）

市外民が我々の都市に居て、彼らが共同でなにがしかの物を有していても、債務あるいは我々の都市で生じた何か他のことについて、彼らの誰も他の者（＝市外民）のために証人となることはできない。ただし、我々の市民と共同で行う場合と、他に市外民の証人がいない場合を除く。

§ 219. 保証人について（身請けについて）

リューベック市民の誰かが、戦争以外のことで拘束されるのであれば、その者が何らかの財産で自ら解放することは許されないし、いかなる者も彼のためにそれを行ってはならない。ただし、彼（＝後者）が（被拘束者の）血縁者、あるいは市外民である場合を除く。彼が自ら解放するか、あるいは誰かが彼のために行うのであれば、彼の生命と彼の財産は市の権力の下に置かれることになる。しかし、その際、彼らがどうするかは市参事会が決定する。

☆家族を有する被拘束者の身請けについて § 163 参照。

§ 220. 船舶の賃貸借について

ある者が1隻の船を他の者から手に入れ（wint）、彼がそれを夏期に利用するのであれば、夏期は聖マルティン祭の日（＝11月11日）に終了する。彼が、その時に、彼がその船を得ていた港に戻って来るのであれば、それは、それを彼に与えていた者（＝貸主）の自由となる（ledech）。しかし、彼が、聖マルティン祭の日に、海上あるいは1つの港であれ、別の場所においても、彼が、彼がその船を手にした場所にただちに帰ってくるつもりがあれば、彼が、彼がその船を手にした場所に戻ってくるができるまでの間、彼は何らの（訴訟の）危険（vare）も負担することはない。

§ 221. 遺産の受領について（財産分割前の子供の相続人の優先順位）

夫または妻に子供がおり、彼らが息子であれ娘であれ、その子供の1人が婚姻し、そしてその子、即ち、独立資（bericht）とともに婚姻したその子、が死亡し、そして

彼が、他の子供たちと彼の財産について財産分割しておらず、その死亡した子が、嫡出子たる1人の相続人を遺していたのであれば、彼（＝孫）は異父（母）の兄弟姉妹に優先して、遺産を相続することになる。このように死亡した者（＝子供）が、彼の財産について他の者（＝子供たち）と財産分割していたのであれば、異父（母）の兄弟姉妹が、都市法に従って、最も優先して遺産を相続することになる。

☆異父（母）の兄弟姉妹の相続順位については§19参照。

§222. 故意 (vorsate) についての証言について

ある者が1つの故意について証人となることがあれば、彼が市参事会の中、またはその外に居ようとも、彼は、彼がそれについて知っていることを宣誓（によって証言）すべきであり、その宣誓を人は彼に免除すべきではない。

§223. 裁判での代言人について（代言人の職務と報酬）

ある者が、自ら代言人となることを懇願するのであれば、彼は、市参事会庁舎で市参事会に対して、彼が職務を、彼に命じられているように忠実に、そして自分のすべての裁判 (rechte) の場合とは異なって、行うことを誓約すべきである。さて、（以下において）彼の報酬とその他のことについて規定される。即ち、彼が裁判で扱う単純な訴え (slichte sake)⁽¹⁾ について、彼は3プフェニヒを受領すべきである。非難された判決については、それが非難される度に6プフェニヒ（を受領すべき）である。さらに代言人が平和喪失刑に処すべき訴えを裁判において扱い、（即ち）そ（＝事件）の際に悲鳴があげられ、剣あるいは刃物が1度、2度、3度と抜かれたのであれば、彼は2シリンクを、誓約した書記は1シリンクを、受領すべきである。彼が原告の言葉を、いかなる代言人も享受しえない相手方に対して代言するのであれば、人は後者を彼の犯罪の科で処刑し、原告は彼に4シリンクを支払うべきである。しかして、彼が、ある者の身体 (sunt) に関わる違法行為 (broke) について、彼の言葉を代言するのであれば、それについて彼は8シリンクを受領すべきである。彼が、ある者の生命に関わる違法行為について、彼の言葉を代言するのであれば、それについては1マルク・プフェニヒが相応しい。しかして（下級裁判で）フォークトに陪席する市参事会員が、若干の貧しい人々には、上記の訴訟での8シリンクと1マルクは高すぎると思うのであれば、その市参事会員らが決定するものに代言人は常に従う (holden) べきである。

☆(1) 「単純な訴え」について、G. Landwehr, a.a.O., S. 1 und 8-11. 若首根健

治「判決発見過程と訴訟当事者」（熊本大学法学部創立十周年記念『法学と政治学の諸相』）。

§ 224. 故意についての訴えの法

人が、故意に関わる訴えを裁判において審理するのであれば、これに関することは何であれ、それはフォークトと彼に陪席する市参事会員（の下級裁判権）に属し、それを彼らは裁判することができる。しかし、その故意（の事案）を彼らは自由にす（sic vnder winden）べきではなく、それを彼らはすべて市参事会庁舎で開会中の市参事会に送るべきである。ただし、フォークトと彼に陪席する市参事会員がそれについて法を述べる（＝判決する）ことがあれば、市参事会員は市参事会庁舎でそれに関わる者を2度と悩ます（＝判決す）べきではない。

§ 225. 許可のない和解（Baksone）についての法

人々が違法行為について許可のない和解をするのであれば、彼らは、両者ともそれぞれ罰金に相当する額で償うべきである。そして、この場合、原告が存在しないのであれば、人がそれについて受領したものからフォークトは半分を、市は（残りの）半分を受領すべきである。しかして、いかなる許可のない和解も60シリンクを越えることはできない。

§ 226. 定期金と地代の償却について

自らの不動産から定期金または地代を支払っている者が、彼の不動産をその地代から解放（vrien）しようとするのであれば、彼は、その地代を受領する者に前もって、即ち、彼がその地代を支払うべき期日の14夜前に、それを告知すべきである。彼がこれをしないのであれば、彼は、次の期日が始まる以前に、それ（＝地代）を償却することはできない。そ（＝次の期日）の際にも、彼は、それを前者に14夜前に告知すべきである。

§ 227. 教会についての法（聖職者を血縁者に持つ市参事会員）

市参事会員が教会に関する1つの訴えを審理し、それが聖職または世俗に関するものであれ、あるいは、市内のことであれ、市外のことであれ、市参事会員の中に、息子または兄弟、娘または姉妹を教会の中に持つ者（＝市参事会員）がいるのであれば、その市参事会員はそのことを述べ、そして（de）それゆえに退場すべきである。

§ 228. 市の公務中の虐待（mishandelen）について

ある者が市の公務中に、彼の責任ではないにもかかわらず虐待され、彼がそれを証

明しうるのであれば、彼をこのように虐待した者は、フォークト、市および原告に3ポンドで、そして各市参事会員に4シリングで償うべきである。市参事会員らが受領するものを、彼らは市の利益のために役立てるべきである。しかして、この虐待が夜間、夜鐘 (slapclocken) の後に、生じるのであれば、彼は、特にそれについて市に銀3マルクで償うべきである。

☆ § 90参照。

§ 229. 後見人の同意なく1人の少女と婚約する者

ある者が、または複数の者が、愚かにも、彼らに後見人がいるにもかかわらず、後見人の同意なく、または彼らの最近親相続人の同意なく、少女と婚約するのであれば、その者は、もし彼がその1人であれば (ofte er en is)、その違法行為について少女、市および裁判所に50マルク・プフェニヒで償うべきである。その中から、少女は2/3を、市と裁判所はそれぞれ1/3を取得すべきである。そして、彼はさらに市内の住居 (woning) を失うことになる。ただし、彼がそれ (=住居) を市の慈悲 (minnen) において得ることができる場合を除く。そして (彼は) 市参事会と裁判において、彼がそれについて不誠実に行ったことを述べ、そして告白すべきである。もし彼が財産を有していないのであれば、彼はそのために塔に1年間留置され、そこで水とパンを摂るべきである。そして1年後、人は彼を市から追放すべきである。ただし、彼がそれ (=住居) を市の慈悲において得ることができる場合を除く。この違法行為を共同して犯した者が複数人である場合、各人は自ら罰金を同様に支払うべきである。しかして、若干の少女が他の少女 (eteliken) よりも品位 (Macht) が高いのであれば、市参事会は、罰金の増額あるいは減額を決定すべきである。

§ 230. 海難によって陸地に漂着した財貨 (gude) について

人々が1隻の船を賃借し (winnet)、彼らの財貨とともに出帆し、旅行中に船が難破する (も)、船腹 (bodheme) が各備船者の財貨の多くを陸地にもたらし、彼ら (he) が彼らの備船について支払うことができるのであれば、彼らはすべての備船料について支払うべきである。いかなる財貨も陸地に漂着しないのであれば、彼らは備船について支払う必要はない。しかして、船長と備船主らが争い (kiuende)、船長が、財貨の多くが陸地に漂着したのであるから、各備船主は彼にその備船について支払うことが可能ではあるが (vnde)、その備船主 (=財貨の所有者) らが (誰であるか) 彼には不明である、と主張し、そして彼らの誰もこの訴えについて証人を立て

なかったのであれば、船長は、彼の備船料を、備船主らが彼に拒否する (werende) ことに優先して、誓約によって獲得する。

☆船舶の賃借について § 220。海難後の支払いは § 89, § 107, § 133。なお、1226 年特許状の § 14「さらに余は以下のことを望み、厳しく命ずる。即ち、帝国を通して、何時であれ、どこであれ、上記の市民が、今後難破に遇った際に、彼らが非常な危険を冒して救出しえた彼らの財産は何であれ、それらは彼らにすべて返還されるべきである。いかなる妨害あるいは反駁もされるべきではない」。F. Keutgen, a. a. O., S. 187.

§ 231. 裁判において誓約すべき者

1人または複数の者が裁判において誓約すべき場合には、それは定められた期間内 (に行われるべき) である。人が誓約すべき場合に、それが四旬節 (fasten) または待降節 (aunte) の期間内であれば、人は誓約を次の誓約日に延期することになる。その当日に (den) 彼が出頭せず、彼が1人であれ、複数人であれ、その適法な時期 (に来ないの) であれば、彼は彼の権利 (rechtes) を失うことになる。ただし、彼または彼らにやむを得ない事由が生じる場合を除く。

§ 232. 死手による証明について (銀10マルク以下)

2人の悪評の無い人物が我々の都市に居て、彼らが在住で、即ち、彼らのいずれも市内に、銀10マルクに値する不動産 (erues) を有しているのであれば、彼らは死手により、銀10マルク以下について債務を証明することができる。

☆被告人の死後、原告はこのような2人の人物とともに、死者が彼に銀10マルク以下の債務を負っていたことを証明しうる。

§ 233. 売買する人々について

ある者が何かを購入しようとし (coft), そしてそれを売却する者が「私は汝と機知の間柄ではない」と主張 (=売却を躊躇) する場合に、その場にもう1人の者がいて、その者が「汝は彼を信頼 (don) しても構わない。その代金も汝に支払われるであろう」と述べるのであれば、このように「それは汝に支払われるであろう」と述べる者が、人が彼 (=買主) をそれについて裁判で訴える場合に、責任を負うべきである。

§ 234. 貴族 (houeluden) と聖職者 (papen) について (不動産の処分禁止)

全市参事会が定めたことは、いかなる市民も彼の不動産 (erue) を市外民に質入れすることは許されず、さらに、いかなる市民も不動産を聖職者あるいは教会関係者

(gheistliken luden) に売却してはならず、さらに騎士あるいは貴族に、いかなる方法にせよ、(これらの法行為を) 行ってはならないことである。これに違反する者は、その不動産を前もって失っていたとされ、それについて彼は市に銀50マルクを支払うべきである。市外民に属する不動産についても同様である。それがこの市内に存在している (belegghen) のであれば、である。

§ 235. 遺産を最優先的に受領する者 (孫の相続順位)

夫または妻の息子の子供、もしくは娘の子供は、その夫、そしてその妻の兄弟姉妹に優先して遺産を受領する。彼らがゲヴェーレ (were) から離れて (=財産分割されて) いたとしても、である。

§ 236. 死亡した者の財産について (売主の追奪担保責任)

ある者が死亡した者の財産 (=相続財産) を売却しようとするのであれば、彼はそれを第1に最近親相続人に (買い取りの意思を) たずねる (beden) べきである。彼がそれをせず、彼がそれを売却するのであれば、彼は、彼がそれを売却した人にそれを保証しなければならない。彼が彼に保証できず、彼が (他の) 人々に債務があるのであれば、その人々が前もって債務の弁済を受けねばならず、その後、彼は (損失を) 償い、その財産 (erue) を購入した前者に、それが売却された金額の各10マルク当たり1マルクを支払うべきである。そして、(彼は) 彼が彼にこれについて他には保証しえないことを、誓約すべきである。しかし、彼が、前に規定されていたように⁽⁴⁾、これを行えないのであれば、彼は自らを、ここで規定されているように、彼が自らを解放するまで、質に置くべきである。

☆相続財産の売却について § 26参照。

(1) 債務拘束について § 76と § 216。

§ 237. 身体に関わる違法行為について

いかなる者であれ、彼の生命と身体に関わる違法行為を行うのであれば、その者を国王の権力 (koninglike walt) は留置す (borghen) べきである。彼の (釈放の) ために、いかなる者も保証人となることはできない。ただし、それを全市参事会が行う場合を除く。

§ 238. 裁判役人 (vrone) について (少額の裁判権)

1人の裁判役人は6プフェニヒまで (の訴額について) 裁判することができる。そして、それ以上は許されない。

§ 239. 窃盗犯について

いかなる窃盗犯も、人は1シリンク以下の窃盗の科で拘束することはできない。しかし、彼が彼を拘束するのであれば、彼はそれを60シリンクで償うべきである。彼が彼を解放しても、彼が拘束されたままであれば、彼はそれを、我々の都市法に従って、60シリンクで償うべきである。

○以上の条文は13世紀末までに書かれたとされる。「筆跡2」

§ 240. 市民権について（市外民の滞在許可）

市外から12才以下の子供が我々の都市に到来し、彼がそこに継続して滞在すべく留まっても、その者は市民権を取得する必要はない。その者が12才以上で、彼が継続して市内で生計をたてるつもりであれば、彼は市民権を取得しなければならない。

☆市外民の滞在期間について § 187 参照。

§ 241. 倉庫の雨滴について

ある者が彼の土地 (sin) の上の塀 (muren) に接して1つの倉庫を建築し、彼が雨滴を塀を越えて滴らせている場合、彼の隣人が彼 (=前者の塀) に接して (jegen) 1つの倉庫を建築しようとしても、彼 (=隣人) は、我々の都市法によれば、彼 (=前者) に1つの塀を彼とともに設置することを強制する、あるいは (vnde) その雨滴 (の流れ) を妨害する (bekummerende)、いかなる権限 (macht) も有してはいない。

§ 242. 証言に基づく市参事会員の判決について

市参事会員が1つの事案について市参事会庁舎で判決し、それについて、人が証人を立てるか、あるいは宣誓すべきであれば、〔彼の証人を指名すべき、あるいは宣誓すべき者は〕同じ裁判 (日) にそれを行うべきである。もし彼が望むのであれば、である。彼がそれを行わないのであれば、彼はそれを次の裁判 (日) に行うべきである。彼ら (=裁判当事者) がそれを懈怠するのであれば、出頭しない者は、原告であれ、被告であれ、彼の裁判 (richtes) に敗れたことになる。ただし、フォークトがその裁判を延期する場合を除く。その場合、誰もその権利 (rechtes) を懈怠 (によって失っ) たことにはならない。しかしながら、その次の裁判 (日) には、彼らのいずれもその権利 (rechtes) を主張すべきであり、そこに出頭しない者は彼の事案に敗訴することになる。

☆ § 215 と途中まではほぼ同じ。〔 〕内の注文は欄外に追加されたものである。

§ 243. 定期金と地代について

以下のことが知られるべきである。即ち、いかなる男であれ、女であれ、その者が1軒の家屋または1つの土地について定期金または地代を購入するか、あるいは有している場合に、彼がそれを有している家屋または土地が劣悪化 (ergeret sic) しても、それを売却した者、あるいはその家屋または土地を請求する者が地代 (thins) を支払うことを望むのであれば、彼はそれをすることができることである。しかし、彼が地代を支払おうとしないのであれば、我々の都市法によれば、その地代を有する者は、彼が地代を有しているそれ (= 当該不動産) を当てにす (holden) べきであり、彼が地代を有しているそれ以外に、その事案についていかなる者にも請求することはできない。

○以上の条文は、1300年頃書かれたとされる。「筆跡3」。

§ 244. 質入れされる不動産について (定期金の設定禁止)

自分の不動産 (erue) を財貨のために質入れした者は誰であれ、彼はそこからいかなる定期金も売却することはできない。しかし、誰かが彼の自由な (urien) 不動産から定期金を売却しようとするのであれば、彼はそれを1度だけ (nicht mer) 売却すべきである。しかし、その後、彼にさらに困難が襲い (leghet)、その不動産が満期となっている (vt gheyt) 定期金以上に価値がある (betere) のであれば、彼は、それを市参事会の面前で質入れすることができる。しかし、不動産が質入れされた後、ある者がそこから定期金を売却するか、あるいは、ある者が1つの不動産から1つの定期金を2度売却して、彼がそれについて有罪とされる (uerwnnen) のであれば、彼は窃盗犯と同様に裁かれるべきである。

○この条文は、14世紀初頭に書かれたとされる。「筆跡4」。

§ 245. 風呂場とパン焼き釜について

いかなる者も、全市参事会の許可と同意なしに、市内で風呂場あるいはパン焼き釜を設置すべきではない。

§ 246. 定期金の担保となっている不動産について

我々市民の一般的な利益のために、我々は決定し、1つの法を定めた。即ち、夫と妻が、両者とも生存している間に、新旧を問わず⁽¹⁾、定期金を、家屋と土地 (eruen)

について有している場合、以下のような事態が生じるならば、即ち、地代の担保となっているその家屋と土地が、彼らに市参事会の面前でアウフラッシング (vppe laten) され、その後、夫を遺して彼の妻が死亡するのであれば、その家と土地は、その夫に動産のごとく遺されるべきことである。彼らが有していた定期金も同様である。

☆(1) 新しい定期金は §197, 古い定期金は §199 参照。

○以上の条文も、14世紀初頭に書かれたとされる。「筆跡5」。

§247. 検査され、そして返還されるべき豚について

ある者が豚を購入し、それらを検査させ、それらが彼の家屋に、元気があり、健康であるとして連れて来られ、そ（＝豚）のいずれかがその舌（の状態）から健康ではない、と彼が見なすのであれば、彼は、彼のために豚を検査した者を訴えるべきであり、その者は彼にそれについて責任を負い、損失を補償す (vol don) べきである。彼がその金額を持っていないのであれば、彼は彼の持っている物で償うべきである。しかして、豚の1頭はその舌（の状態）から健康で、そしてその他（＝の豚）が健康でないのであれば、彼は、それを彼がそれを購入した者に返還することができる。たとえ、それがおそらく細切れに (houwen an vlicken) されるべきであっても、である。

§248. 修道院への入会について

ある者が1人または複数の子供を修道院に預けるか、あるいは赴かせるつもりである場合、彼は、3人以上の婦人を、そして我々の市民ならば、自立した (sulpheren) 者2人以上を同行また騎乗させてはならない。さらに侍女そして家僕 (Knechte) もそうである。さもなくば銀10マルクの罰金が科せられ、（それは）低減されることはない。これを市参事会員が違反する場合、彼は2倍額で償うべきである。

☆§194とほぼ同じだが、人数はさらに制限されている。市参事会員の場合、市民よりも罰金額は高い。

○以上の2カ条も、14世紀初頭に書かれたとされる。「筆跡6」。

§249. 市長と市参事会による護送

追剥や平和喪失と無関係に、市長または市参事会によって護送される者は、護送され、そして護送を受けるべきである。ただし、彼がリュールベック市で（平和喪失刑

に) 置かれていた場合を除く。さらに、追剥行為が明らかに彼の 下で認められる (vunden) か、あるいは彼が追剥行為を自白する場合、即ち、人が、その自白によって我々の定住 (vrybesethenen) の市民とともに、彼を有罪 (totughen) としうる場合も (同様で) ある。

☆ § 16も参照。

○この条文は、14世紀前半に書かれたとされる。「筆跡7」。

§ 250. 諸侯や領主の保証について

以下のことが知られるべきである。即ち、我々が、我々の祖先から伝えられてきた古来の法に従って決定したことは、人は、市の側から、聖界または世俗を問わず、いかなる諸侯または領主に、いかなる財貨も、いかなる方法にせよ、我々の市のために、貸したり (to borghe don) あるいは与えたり (lenen) すべきではないことである。これ (=決定) は西暦1247年に行われた (gheschen)。

☆年号が登場するのはこれが初めてである。

§ 251. 教会関係者の市内の住居について

以下のことが知られるべきである。即ち、我々が、新旧の全市参事会とともに、先頃制定した (ghewilkoret) ことは、いかなる教会関係者も、男であれ、女であれ、彼らが有している住居以外に、市内でいかなる住居も建築す (maken) べきではないことである。彼らは、さらに彼らが現在有している地域 (rume) を、その現在の状況以上に、拡大あるいは拡張すべきでもない。彼らは、さらに彼らの住居を変更したり、あるいは、それが現在ある場所から、移すべきではない。いかなる方法にせよ、市も、我々の都市法によれば、それを許す (steden) べきではない。これ (=決定) は西暦1247年に行われた。

§ 252. いかなる市外民も定期金を持つべきではない

さらに、いかなる市外民も、我々の都市の不動産に定期金を有すべきではない。

§ 253. 水車で市内に送られる水について

以下のことが知られるべきである。即ち、領主たちがすべて一致して、そして彼らが許可を与えることは、人が水を水車によって市内に送ることであり、それが市にとってもはや適当でない (euene queme) 場合に、彼らはそれを再び廃棄することである。その際、彼らは、その水について領主らに対して最初に努力し (worven)、そし

て、またこれについての最初の費用を負担した (legheden) 市民に、それを前もって申し入れるべきである。

〔§ 254.〕 購入された定期金の再売却について

ある者が、定期金を買い戻すべく、（それを）買い取るのであれば、その定期金を彼は贈与し、質入れし、売却し、そしてすべての場合において、商品と同様にそれを扱うことができる。ただし、教会に対する場合と、その他の場合を除く。

☆ § 192 とほぼ同じ。§ 246 も参照。

§ 255. 定期金が設定される相続財産について

ある者に 1 軒の家屋あるいは 1 つの土地が、相続によって、（即ち）彼の血縁者の死亡によって帰属し、彼がその家屋あるいはその土地に定期金を設定するのであれば、その定期金を彼は売却することはできない。ただし、彼がその金額をさらに他の定期金に投資するか、あるいは彼の相続人がそれに同意を与える場合を除く。これは市参事会によって制定された。

☆ § 193 とほぼ同じ。

§ 256. 賃貸される財貨について

さらに以下のことが知られるべきである。即ち、全市参事会が決定したことは、誰でも、彼が賃貸していた自分の浅鍋 (pannen)、鍋 (ketele) または醸造樽、馬または家畜を誓約によって取り戻すことができることである。しかし、何か他の財貨が賃貸された場合には、それを人は定住する証人とともに取り戻すべきである。

§ 257. 人がトラーヴェ川岸あるいはヴァーケニッツ川岸に貯蔵している (lecht) 薪について

以下のことが知られるべきである。即ち、全市参事会が禁じ、そして定めたことは、いかなる市民あるいは市外民も、トラーヴェ川岸、市濠 (landwere) のこちら側、クックケ (kuckukes) 池⁽¹⁾ の傍に薪を積んだり、あるいは貯蔵すべきではないことである。トラーヴェ川の両岸、いずれの側にせよ、1 マイルの 1/4 の道のり (weghes) まで (na)、トラーヴェ川に沿って (lank) 河口まで (al vt) (についても、そう) である。誰かがこの制定法 (settinge) に違反することがあれば、その者は市に銀 10 マルクで償うべきである。しかし、市民であれ、市外民であれ、薪をトラーヴェ川岸の適切な荷おろし場 (hude) に運ぼうとするのであれば、彼はそれを行うことができる。そして、彼は、その木材を小舟に船積みし、さらに運んで市 (壁)

の前で売却するか、あるいは市内で荷おろしすべきである。

☆1188年特許状の§ 2に「同様に、アドルフ（＝ホルシュタイン）伯は以下の領域の利用と（その）便益を余の手中に委譲し、余は余の市民たちにそれを与えた。即ち、市から上流へオルデスレー村まで、トラージェ川の両岸から2マイルまで、彼らは林の利用権を有すべきことである。樹木、草地そして牧場について、である。ただし、聖マリア修道院に指定された林を除く。……」という法文がある。F. Keutgen, a.a.O., S. 184.

(1) クックケについては、今日 Kuckusruf という通り名がヴァーケニッツ川岸近くにあるが、これが上記の池と関連するかは不明である。

○以上は1350年頃に書かれたとされる。「筆跡8」。
